

DIAMワールド・グロース株・オープン 〈愛称:世界好成長倶楽部〉

追加型投信／内外／株式

DIAMアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

DIAMアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号/関東財務局長(金商)第324号

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記委託会社への照会先までお問い合わせください。投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できる他、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。

また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

委託会社への照会先

【コールセンター】 0120-506-860 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

【ホームページ】 <http://www.diam.co.jp/>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式))	年4回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

※上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、投資信託協会ホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご確認ください。

<委託会社の情報>	
委託会社名	DIAMアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月1日
資本金	20億円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	4兆287億円
	(2011年9月30日現在)

- 「DIAMワールド・グロース株・オープン<愛称:世界好成長倶楽部>」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2011年12月9日に関東財務局長に提出しており、2011年12月10日にその効力が発生しております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産等との分別管理等がされています。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、前記の委託会社への照会先までお問い合わせください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を目標として、積極的な運用を行います。

ファンドの特色

1 DIAMジャパン・グロース株・マザーファンドを通じて実質的に日本の成長株に、DIAMインターナショナル・グロース株・マザーファンドを通じて実質的に日本を除く世界各国の成長株に投資を行い、積極的に値上がり益の獲得をめざします。

「成長株(グロース株)」とは…継続的に高い利益成長が期待される企業の株式

- 各マザーファンドへの投資比率は、それぞれ50%程度を基本配分比率とします。ただし、各マザーファンドの時価変動等により各マザーファンドの時価構成比が上記基本配分比率から乖離する場合があります。この乖離幅が一定の水準に達した場合、原則として速やかにリバランスを行います。
- 「DIAMインターナショナル・グロース株・マザーファンド」は、ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに運用を委託します。
同社は、1969年の創業以来、厳格な企業分析によって高い成長が期待できる企業を選択するという方針を貫いており、ボトムアップ・アプローチ[※]による成長株投資の専門家として知られています。

※ボトムアップ・アプローチ…個別企業の調査・分析から投資判断を下す運用方法

2 先進諸国の企業を中心とし、将来の経済大国として高い成長が期待される新興諸国の企業も投資対象とします。

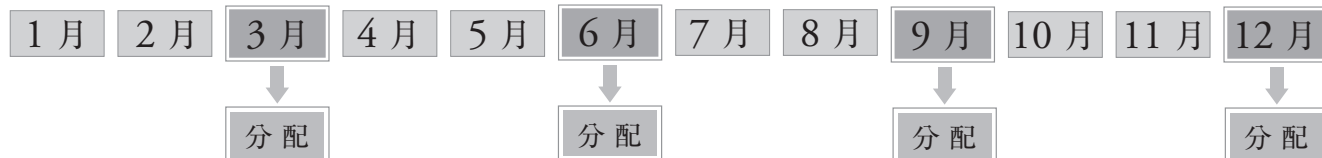
3 銘柄選定に当たっては、中小型株から大型株まで幅広く投資対象とします。

4 四半期毎の決算時には、原則として値上がり益を中心に分配を行うことをめざします。

分配方針

- 毎年3月、6月、9月、12月の9日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、基準価額水準、市況動向等を勘案し、分配を行います。

収益分配のイメージ



- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

5 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。

6 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

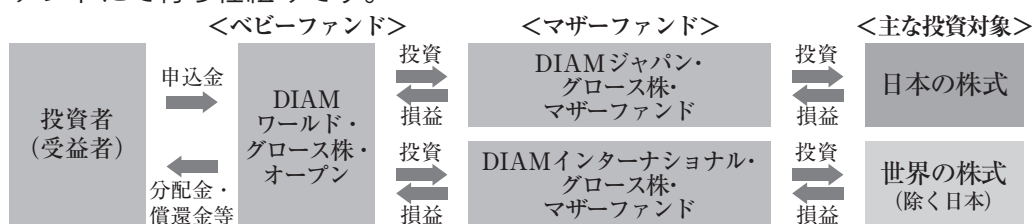
資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」により行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



主な投資制限等

- ①マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- ②株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦マザーファンド以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧非株式への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑨外貨建資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の75%以下とします。

マザーファンドの概要

国内株式	外国株式
DIAM ジャパン・グロース株・マザーファンド	DIAM インターナショナル・グロース株・マザーファンド
主要投資対象	主要投資対象
日本の株式	日本を除く世界の株式
投資態度	投資態度
<ul style="list-style-type: none"> ・わが国の株式を主要投資対象として運用を行い、「MSCI ジャパン グロース(配当込み)^(注)」を運用に当たってのベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果をめざします。 ・銘柄選定にあたっては、ボトムアップ・アプローチにより市場平均等と比較し、成長力があり、その持続が長期的に可能と判断される銘柄および将来の成長力が高いと考えられる銘柄を選定します。 ・株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、投資環境、資金動向等を勘案し、委託会社が適切と判断した場合には先物の利用を含め、株式組入比率を引き下げる場合があります。 ・非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産総額の10%以下とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本を除く世界の株式を主要投資対象として運用を行い、「MSCI AC ワールド インデックス グロース(除く日本、配当込み)^(注)」を運用にあたってのベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果をめざします。 ・運用指図に関する権限は、ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに委託します。 ・組入銘柄の選定にあたっては、定性的観点と定量的観点から重点調査対象銘柄を絞り込み、各セクターにおいて組入銘柄を選定します。 ・株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向、資金動向等を勘案し、委託会社が適切と判断した場合には株式組入比率を引き下げる場合があります。 ・原則として、組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジは行いません。

(注) MSCI ジャパン グロースおよびMSCI AC ワールド インデックス グロースは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、各指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は各指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○マザーファンドの投資制限については、請求目論見書または約款に記載しております。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

2. 投資リスク

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか、為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因 ※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

株価変動リスク

当ファンドでは実質的に株式に投資をしますので、株式市場が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

個別銘柄選択リスク

当ファンドでは、実質的に個別銘柄の選択により収益を積み上げること为目标としているため、株式市場全体の動きとは異なる場合があります。投資した株式の価格変動によっては収益の源泉となる場合もありますが、株式市場全体の動向にかかわらず当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

為替リスク

当ファンドでは実質的に外貨建資産を組入れ、また為替リスクに対して対円での為替ヘッジを行わないことを原則としているため、為替相場が円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。

信用リスク

株式や短期金融商品等の発行者が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該株式等の価値は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

流動性リスク

流動性リスクとは、株式市場における売買量の欠如等の理由により、当ファンドにとって最適な時期で株式の売買ができず機会損失を被るリスクを言います。当ファンドでは、実質的に市場規模が小さい国の株式に投資する場合がありますが、そのような市場では流動性に欠ける場合があります。また価格変動性が高いことから、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

カントリーリスク

実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対する規制が変更となる場合または新たな規制が設けられた場合には、運用上の制約を受ける可能性があり、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

2. 投資リスク

分配金に関する留意点

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

その他の留意点

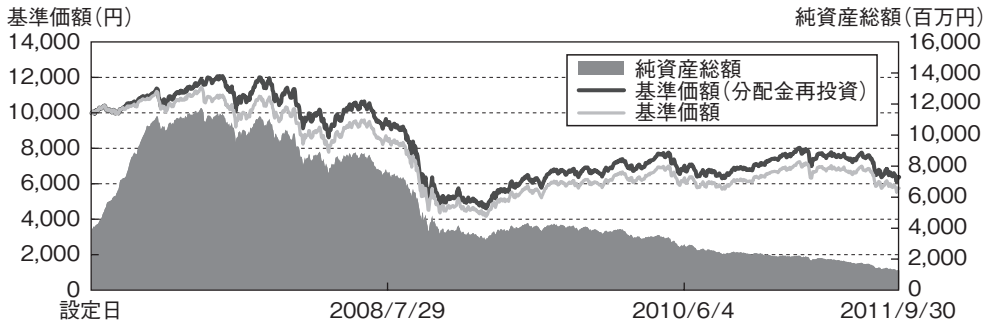
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

リスクの管理体制

- 委託会社では、運用パフォーマンス評価を、運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。
運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。
- マザーファンドの運用の外部委託先に対しては、投資一任契約に基づき、ファンドの運用目標、運用プロセス、投資対象などを伝達し、運用ガイドライン等の徹底を図ります。運用開始後は運用外部委託先と各運用本部、運用グループが連携し、運用を実施致します。運用内容については、リスク管理グループがパフォーマンス評価・分析等を行います。

基準価額・純資産の推移

《設定日(2006年9月28日)~2011年9月30日》



※基準価額(分配金再投資)は、設定当初の投資元本10,000円に設定来の税引前分配金を再投資したものと
として計算しておりますので、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2006年9月28日)
※基準価額は信託報酬控除後です。

分配の推移(税引前)

第16期(2010.09.09)	0円
第17期(2010.12.09)	0円
第18期(2011.03.09)	0円
第19期(2011.06.09)	0円
第20期(2011.09.09)	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	1,100円

(注)分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄一覧 (注)投資比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	DIAM ジャパン・グロース株・マザーファンド	50.28
2	DIAM インターナショナル・グロース株・マザーファンド	47.89

■DIAM ジャパン・グロース株・マザーファンド (注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率(%)
株式	日本	94.20
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		5.80
合計(純資産総額)		100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	国名	業種	投資比率(%)
1	アンリツ	日本	電気機器	7.40
2	日産自動車	日本	輸送用機器	5.82
3	グリーン	日本	情報・通信業	4.46
4	三菱電機	日本	電気機器	3.75
5	三菱地所	日本	不動産業	3.22
6	カプコン	日本	情報・通信業	3.09
7	キヤノン	日本	電気機器	2.93
8	サンリオ	日本	卸売業	2.84
9	楽天	日本	サービス業	2.71
10	京王電鉄	日本	陸運業	2.56

組入上位5業種(株式)

順位	業種	投資比率(%)
1	電気機器	17.67
2	情報・通信業	10.53
3	輸送用機器	9.18
4	小売業	9.15
5	サービス業	7.69

■DIAM インターナショナル・グロース株・マザーファンド (注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率(%)
株式	米国	55.92
	英国	7.50
	カナダ	5.23
	オランダ	4.65
	香港	3.07
	その他	17.19
	小計	93.55
投資証券	カナダ	1.18
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		5.27
合計(純資産総額)		100.00

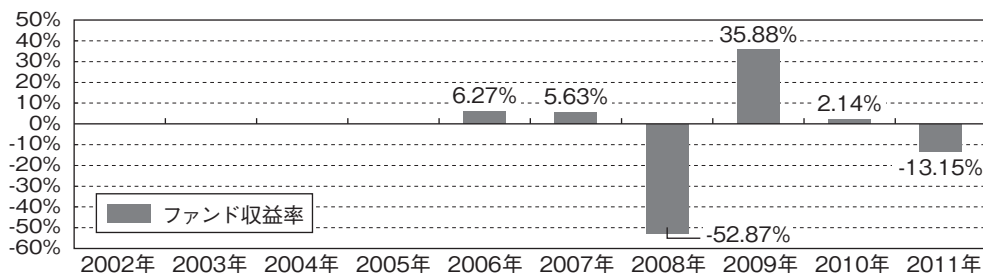
組入上位10銘柄

順位	銘柄名	国名	業種	投資比率(%)
1	APPLE INC	米国	コンピュータ・周辺機器	1.85
2	FORD MOTOR CO	米国	自動車	1.71
3	C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	米国	航空貨物・物流サービス	1.56
4	IVANHOE MINES LTD/CA	カナダ	金属・鉱業	1.55
5	FASTENAL CO	米国	商社・流通業	1.35
6	LIMITED BRANDS	米国	専門小売り	1.29
7	DANAHER CORP	米国	コングロマリット	1.28
8	PRECISION CASTPARTS CORP	米国	航空宇宙・防衛	1.28
9	CROWN HOLDINGS INC NPR	米国	容器・包装	1.26
10	RITCHIE BROS AUCTIONEERS INC	カナダ	商業サービス・用品	1.24

組入上位5業種(株式)

順位	業種	投資比率(%)
1	石油・ガス・消耗燃料	5.79
2	ホテル・レストラン・レジャー	5.26
3	半導体・半導体製造装置	4.57
4	エネルギー設備・サービス	4.34
5	メディア	3.83

年間収益率の推移



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものと算出してあります。
※当ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。但し、2006年は設定日から年末までの収益率、および2011年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等は、あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
○委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	各販売会社が定める単位(当初元本:1口=1円)
購入価額	お申込日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。
換金単位	各販売会社が定める単位
換金価額	換金のお申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金のお申込日より起算して5営業日目から支払います。
申込締切時間	原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。
購入の申込期間	2011年12月10日~2012年12月10日 ※ニューヨーク証券取引所の休業日(以下「海外休業日」といいます。)には、お申込みの受付を行いません。 ※上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 海外休業日には、換金のお申込みの受付を行いません。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限です。(設定日:2006年9月28日)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 ①信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合。 ②受益者のために有利であると認めるとき。 ③やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	原則として毎年3月、6月、9月、12月の各9日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年4回、毎決算日に、収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※「分配金受取コース」の場合、決算日から起算して原則として5営業日までにお支払いを開始します。 ※「分配金自動引き落とし投資コース」の場合、税引後、無手数料で自動的に全額が再投資されます。
信託金の限度額	2,000億円とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年3月、9月のファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けいたします。 ※委託会社のホームページにおいても開示しております。(URL http://www.diam.co.jp/)
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※益金不算入制度、配当控除の適用が可能です。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせいただくか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。(委託会社の略称:DIAM、当ファンドの略称:好成長倶楽部)

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	購入価額に、 3.15%(税抜3.0%) を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額をご購入時にご負担いただきます。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。		
信託財産留保額	換金のお申込日の翌営業日の基準価額に、 0.3% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用(信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年1.785%(税抜1.70%) の率を乗じて得た額とします。また、運用管理費用(信託報酬)の配分は各販売会社の取扱純資産額に応じて下記の通りとします。ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、日々の基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
	各販売会社の取扱純資産額		
		100億円以下の部分	100億円超300億円以下の部分
	委託会社	年率0.9975%(税抜0.95%)	年率0.945%(税抜0.90%)
	販売会社	年率0.6825%(税抜0.65%)	年率0.735%(税抜0.70%)
	受託会社	年率0.105%(税抜0.10%)	年率0.105%(税抜0.10%)
	※委託会社の信託報酬には、マザーファンドの投資顧問会社への報酬も含まれます。 DIAMインターナショナル・グロース株・マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬額は、当ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの時価総額に対して、年率0.60%とします。		
その他費用・手数料	組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、監査費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。		

※当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

税金

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※税金は表に記載の時期に適用されます。

※上記の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

※上記は、2011年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。